

平成26年度兵庫県地域防災計画の主な修正内容

災害対策基本法の第2弾改正、国防災基本計画の改正を踏まえた県地域防災計画の修正を行うとともに、県の実施した南海トラフ巨大地震津波浸水想定及び被害想定の内容を県地域防災計画に盛り込む。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき国が作成した南海トラフ地震防災対策推進基本計画を基本に県南海トラフ地震防災対策推進計画を作成する。

1 災害対策基本法の第2弾改正（H25.6）、国防災基本計画の修正（H26.1）を踏まえた修正

（1）被災者保護対策の充実

①指定避難所の指定（法第49条の7～8）……………P.1

市町長が、被災者が一定期間滞在する場として、指定基準に沿って、学校や公民館等の公共施設等を指定避難所として指定することを記載。

②安否情報の提供等（法第86条の15）……………P.2

都道府県知事又は市町長は、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、安否情報を回答することができることを記載。

③罹災証明書の交付（法第90条の2）……………P.2

災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町長が罹災証明書を遅延なく交付することを記載。

④被災者台帳の作成（法第90条の3～4）……………P.2

市町長が、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとし、作成に際し、必要な個人情報を利用できることを記載。

（2）住民等の円滑かつ安全な避難の確保

①指定緊急避難場所の指定（法第49条の4～6、第49条の8）…P.1

市町長が、指定避難所と区別して、災害の危険が逼迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、洪水、津波等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することを記載。

②避難行動要支援者名簿の作成（法第49条の10～13）…P.3～4

市町長が避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市町地域防災計画で定めるべき事項を記載

（3）平素からの防災への取組の強化

・地区防災計画（法第42条第3項、42条の2）……………P.4

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地
区防災計画」を市町地域防災計画に定めることができることを記載。

（4）大規模広域災害に対する即応力の強化……………P.5

・指定行政機関の長等による応急措置の代行（法第78条の2）

災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国による応急措置（救援活動の妨げとなる障害物の除去等）の代行について記載。

2 南海トラフ地震対策特別措置法の施行（H25.12）を踏まえた見直し

法に基づき国が作成した南海トラフ地震防災対策推進基本計画（H26.3）に基づく、県南海トラフ地震防災対策推進計画の作成。

○計画の性格

推進計画は、兵庫県地域防災計画地震災害対策計画の第6編として作成。

○基本方針

南海トラフ地震に係る対策については、ハード・ソフト対策を適切に組み合わせ、巨大地震・津波災害の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とする。

本推進計画に定める主な対策のほか、具体的な事前防災・減災対策を「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」としてとりまとめ、年次別計画としてプログラム化することにより、計画的かつ総合的な推進を図る。

○減災目標

- ・県民の命を守りきる
- ・県民財産の損害を減らす
- ・県民生活をいち早く回復する

3 県の施策展開に伴う修正

（1）南海トラフ巨大地震津波浸水想定及び津波被害想定の反映

（2）兵庫県こころのケアチーム「ひょうごD P A T」の整備

（3）県の組織改編に基づく修正

4 その他

（1）神戸地方気象台の名称変更に伴う修正

（2）上記内容に加え、大規模事故対策計画、海上事故対策計画について、現状を踏まえた時点修正を実施

○ (1) 被災者保護対策の改善 ①指定避難所の指定

(2) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保 ①指定緊急避難場所の指定

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第11節 避難対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>2 避難所の指定等</p> <p>(1) 市町が避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとするが、立地条件や施設の耐震性を十分考慮することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公立小、中学校 ② その他公立学校 ③ 公民館 ④ その他の公共施設 ⑤ その他の民間の施設 <p>なお、市町は、避難所の場所について、標識、案内板、防災マップ等により住民に周知徹底を図ることとする。また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。</p> <p>(2) 市町は、各市町域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保目標とし1施設の収容者数は概ね数百人程度までとすることとする。</p> <p>(3) 市町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努めることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第11節 避難対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>2 避難所の指定等</p> <p><u>市町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図ることとする。</u></p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p><u>指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件） ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているものの（立地条件） ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるとのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件） <p>(2) 指定避難所</p> <p>①指定基準</p> <p><u>指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、各市町域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件） ・速やかに被災者等の受け入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件） ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件） ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件） ・災害時要援護者（要配慮者）の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に十分配慮することとする。 	<p>H25.6 災害対策基本法の改正</p> <p>・第49条の4新設</p> <p>市町は、防災施設の整備状況、地形等を総合的に勘案し、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、基準に適合する施設を、洪水、津波など異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないとされた。</p> <p>H25.6 災害対策基本法の改正</p> <p>・第49条の7新設</p> <p>市町は、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないとされた。</p>

- (1) 被災者保護対策の改善 ②安否情報の提供等 ③罹災証明書の交付 ④被災者台帳の作成

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達</p> <p>新設</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第4款 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>第1 趣旨 <u>円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。</u></p> <p>第2 内容</p> <p>1 住民からの問い合わせに対する回答</p> <p>県及び市町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。</p> <p>また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。</p> <p>なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供することとする。</p> <p>(被災者台帳に記載する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 ・援護の実施の状況 ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ・電話番号その他の連絡先 ・世帯の構成 ・罹災証明書の交付の状況 ・市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 <p>3 罷災証明書の交付</p> <p>市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付することとする。</p>	<p>H25.6 災害対策基本法の改正 ・第86条の15新設 県又は市町は、災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報(安否情報)について照会があったときは、回答することができる」とされた。</p> <p>・第90条の3新設 市町は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(被災者台帳)を作成することができる。</p> <p>・第90条の2新設 市町は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(罹災証明書)を交付しなければならないとされた。</p>

○(2) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保 ②避難行動要支援者名簿の作成1

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1) 推進組織の整備 市町は、災害時要援護者の担当課を定め、庁内横断で災害時要援護者を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備 市町は、平常時から自力での避難が困難な災害時要援護者（避難行動要支援者）の所在等を把握し、避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の共有 市町は、災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を庁内関係課と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、避難行動要支援者名簿を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供するよう努めることとする。</p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p>(5) 訓練・研修の実施 市町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備 <u>市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めることとする。</u></p> <p>(1) 推進組織の整備 市町は、災害時要援護者の担当課を定め、庁内横断で災害時要援護者を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備 市町は、<u>防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から自力での避難が困難な災害時要援護者（避難行動要支援者）に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとする。</u></p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の共有 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。<u>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。</u></p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p>(5) 訓練・研修の実施 市町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。</p>	<p>H25.6 災害対策基本法の改正 第49条の10~13 新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、要配慮者のうち、災害が発生した場合等に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（避難行動要支援者）について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しておかなければならない。 市町は、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、同意を得た者の名簿情報を提供するものとする。 市町は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めることは、同意の有無に関わらず避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。

○ (2) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保 ②避難行動要支援者名簿の作成2

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握 (2) 災害時要援護者支援体制の整備 (3) 災害時要援護者への情報伝達や避難誘導 (4) 緊急通報システムの整備 (5) 社会福祉施設等の整備 (6) 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の実施 (7) 土砂災害危険箇所、地区等に所在する災害時要援護者関連施設一覧 (8) 外国語による防火防災対策の啓発 (9) 福祉避難所の設置 (10) その他必要な事項</p>	<p>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 避難行動要支援者の対象範囲 (2) 避難行動要支援者名簿の提供先、方法 (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 (4) 名簿の更新に関する事項 (5) 名簿の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置 (6) 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達手段 (7) 避難支援等関係者の安全確保 (8) 災害時要援護者の日常的把握 (9) 災害時要援護者支援体制の整備 (10) 災害時要援護者への情報伝達や避難誘導 (11) 緊急通報システムの整備 (12) 社会福祉施設等の整備 (13) 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の実施 (14) 土砂災害警戒区域等に所在する災害時要援護者関連施設一覧 (15) 外国語による防火防災対策の啓発 (16) 福祉避難所の設置 (17) その他必要な事項</p>	<p>国の『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』(H25.8)において、市町地域防災計画に定めるべき事項として規定された。</p>

○ (3) 平素からの防災への取組の強化 ①地区防災計画

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第2節 自主防災組織の育成</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第2節 自主防災体制の整備</p>	
<p>第2 内容</p> <p>追加</p>	<p>第2 内容</p> <p>1 地区防災計画の策定等</p> <p>市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。</p> <p>市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。</p> <p>2 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 実施機関等</p>	<p>H25.6 災害対策基本法の改正 ・第42条第3項、同条の2新設</p> <p>市町地域防災計画は、市町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、災害発生時における地区居住者等の相互の支援等に関する計画（地区防災計画）について定めることができる。</p> <p>地区居住者等は、市町防災会議に対し、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。</p>
<p>1 実施機関等</p>		

○(4) 大規模広域災害に対する即応力の強化 指定行政機関の長等による応急措置の代行

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急対策活動の展開</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(2) 県内市町に対する応援</p> <p>③ 災害対策基本法に基づく応援</p> <p>ウ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）</p> <p>(7) 知事による避難の指示等の代行（法第60条第5項～7項）</p> <p>(1) 知事による応急措置（警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（法第73条）</p> <p>(9) 広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の4）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急対策活動の展開</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(2) 県内市町に対する応援</p> <p>③ 災害対策基本法に基づく応援</p> <p>ウ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）</p> <p>(7) 知事による避難の指示等の代行（法第60条第6項～8項）</p> <p>(1) 知事による応急措置（警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（法第73条）</p> <p>(9) 指定行政機関の長等による応急措置（応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（法第78条の2）</p> <p>(1) 広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の10、法第86条の13）</p>	<p>H25.6 災害対策基本法の改正</p> <p>・第78条の2新設</p> <p>指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害発生により市町及び県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法令又は防災計画の定めるところにより、市町が実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。</p>